

## 報告 1 「FD に係る学内の組織化と大学間連携について」

今 泉 柔 剛 (文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室長)

(今泉) 皆さん、こんにちは。私の話は、FDの課題、現状がどうなっているのか、それを文部科学省はどう把握しているのか、そしてそれを改善していくためにどういう取り組みを文部科学省は、どういう形で支援しようとしているのかという話をさせていただきたいと思います。

私が、最初に皆さんに聞きたいものが3点あります。一つは、大学は誰のため、何のための大学なのかという問いです。二つ目が、大学にとってステークホルダーは誰なのかということです。三つ目の問いは、ステークホルダーが払うコストに対して、大学が提供するものは、きちんとペイするものになっているのかどうかという問いです。

大学は何のために存在するのか。これは教育基本法に法律上のことで言えば、非常に明確に書いてあるところです。私も、教育基本法に書いてある教育研究活動が、大学が存在している意義であり、大学が行える最も重要な社会貢献だと思います。大学のステークホルダーは誰なのか。一番簡単に答えを出すのであれば、大学の収入が誰からのものであるか。財務状況を見ればどういう収入になっているのか。それがやはりステークホルダーの答えではないかと思えます。

国立大学においても、約半分は国から出ているお金ではありますが、15%ぐらいは、学生から出ているお金です。私立大学にしてみれば、8割の収入が学生の授業料から出ているお金です。果たして、我々は大学関係者として、学生たちに対して、期待分の教育研究活動を提供できているのかどうか、また、国は、社会の代理人として国民の税金を各大学に配分していますが、その社会の代理人として配分した分が、きちんと社会還元されているのかどうかという点については、非常に興味があるところです。

大学改革についていろいろと考えるに当たって、時間軸があります。短期的な時間軸、中期的な時間軸、長期的な時間軸があります。長期的な時間軸でいえば、今後、高等教育に関しては道州制の問題とか、留学生30万人計画の問題とか、いろいろと難しい問題もあります。ただ、私どもは、短期的に思えば、これは長期的な課題でももちろんあるのですが、特に重要視していきたいのが大学教育の質の保証についてです。

昨年7月に文部科学省は、教育振興基本計画を策定しました。このスライドに出ているものは、今後5カ年間でやるべき高等教育の大きな方向性についてです。最初に、大学教育の質の保証を挙げています。当然、今回テーマでありますFDについても、その一環として表されております。言うまでもありませんが、文部科学省の仕事は、仕組み作りと、大きな方向性を出すことだと思っています。一方、大学の具体的な教育の中身、研究に対しては、国は口を出すべきではないと考えているところです。実際の教育内容の在り方、FDの在り方も含めた話は、恐らく私の後に講演されます3人の方々からあると思います。私からは、この仕組みと大きな方向性について話させていただければと思います。

ただいま教育の質の保証の話をしました。もう一度振り返ってみますと、平成18年12月に、教育基本法の改正がありました。全面的な改正を行い、その中で改めて高等教育の役割として、高い教養と専門的能力を育成する教育、深く真理を探究して新たな知見を創造する研究、こういう教育研究活動を通じて行う社会還元、社会の発展への寄与を大学の目的として定めました。そして、その教員に対しては、自己の崇高な使命を深く自覚して、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないと、その職務についても規定したところです。単に初等中等教育の教員だけではなくて、この改正においては高等教育の教員をも意識に置いて作っています。

今回、大学の教育の質の保証については、昨年12月に学士課程答申を出しました。この教育の質の保証で、特に私どもが重要と考えているのは三つの方針です。一つは学位授与の方針で、そもそも自分たちの大学は、どういう学生を育てたいと思っているのかを、まず明確にすべきではないかということ、そして、その明確化された学位授与の方針を達成するために、体系的・組織的な教育課程の在り方、教育課程のカリキュラム方針が存在するのではないかということ、そして、こういうカリキュラム方針を実施するために必要なFDがあり、教育内容があるのであろうと

いうことです。

具体的な中身については、各大学それぞれ学生のレベルや求めている専門分野がいろいろとあるだろうから、その手法については、我々は口を出しません。けれども、体系的・組織的な教育課程を設けるべきというのは、それはやはり大きな方針としてあるべきだと思っています。そしてそのために、どういう学生を受け入れれば学位授与の方針が達成できるような形になっていくのかを、学士課程答申では三つの方針として打ち出したところです。

そして文部科学省において、こういう大学教育の質の保証の観点で財政的な支援を行うために、平成21年度に110億円を設けて、大学教育学生支援推進事業を設定しています。この中で、FDについても推進したい大学については、この事業を使って支援していくことを考えているところです。この話については後ほど、もう少し申し上げます。

さらにFDに焦点を絞っていきますと、これは皆さんにとっては周知のことですが、ざっと近年のFDに関する法改正というか、実際は省令の改正なのですが、制度改正についておさらいさせてください。文部科学省において、特にFDに関する制度改正を打ち出したのが、「21世紀答申」といわれる平成10年の中教審答申です。それを受けて平成11年に設置基準を改正して、このときには実施に努めなければならないという、努力義務化を行いました。

そしてそれをさらに促進するために、平成17年に「将来像答申」といわれるものを策定し、さらに先ほど話した平成18年の教育基本法の改正において、初等中等教育だけではなくて、大学の教員まで含めた形で教員の任務を規定しました。さらに学部在先駆けて平成19年度から、大学院の教員に対しては、FDの実施が義務化されています。さらに平成20年度、本年度からは学部も含めて、全学的にFDの実施が義務化されたところです。

現在、我々文部科学省では、どのようにこのFDの現状を認識しているのか。実際にFDの実施している大学数については、86%の大学において既に実施しています。近年伸びていますし、平成19年度もまだ公表できないデータではありますが、引き続き伸びて9割近くの数字になっています。実際その内容については、講演会の開催が多くて、実は教員相互の授業評価はまだ比較的取り組みが少ない状況です。

あとは本学、京都大学にあるようなセンターの設置も、まだ比較的取り組みが進んでいない状態です。ただ、着実にその中身も良くなっているところが、こういう初任者に対する研修の重視の部分です。また、教員相互の授業参観が、途中段階ではあるけれども徐々に進みつつあり、授業検討会の開催やセンター以外の学内組織の設置も徐々に進みつつあります。

私は、FDについてはもうファーストステージは終えてセカンドステージに入りつつあるだろうと考えています。セカンドステージは何かというと、「FDの実質化」です。「実質化」というとよく分からない言葉になりますが、FDをやったことが授業改善にどうつながるのか、FDを通じてどのように教育が良くなっていくのか、そういうことを意味して私は「実質化」と今日は申し上げたいと思います。

これは中教審の先ほど話した学士課程答申に書いてある現在のFDの課題です。ざっと紹介させていただくと、「一方的な講義形式になっていること」や、先ほどのグラフにもありましたとおり、「講義形式がやはりまだ主流であって、日常的な教育改善の努力を促進するようなものにはまだ至っていないだろうということ」などがあります。また、「ピアレビューの評価文化がいまだに根づいていないこと」も、先ほどのデータに出ているところです。

もう一つ、研究面での業績評価については、ある程度評価しやすいところもあるのですが、「教員の業績において、教育面の評価についてはまだ十分ではないので、教育面の取り組みにインセンティブが働かないこと」や「教学経営の部分のPDCAサイクルの中で、FDが位置づけられていないこと、大学として組織的な活動にまだ到達していないことも課題であるだろうということ」が指摘されています。

さらに、実際に各大学において、このFDを進めるための人員体制、組織体制、または具体的なプログラムも、まだ不十分であろうという話が出ています。さらに学協会等において、分野別の質保証の取り組みも、まだ未発達です。さらに昨今増えてきている非常勤教員、または実務家教員への依存度が高まっている中において、彼らに対するFDが、実はまだなかなか進んでいない状況にあるということが指摘されているところです。

そういう中、FDのセカンドステージにおいて私どもが今後進めていきたいことは、学内の組織化です。もう一つ、我々が進めていきたいことがFDのネットワーク化です。

FDの組織化がまず必要で、それはFDを通じて、目指すべき目標を設定すべきではないかということであり、具体的には、大学教員として必要な職能、教育力、公的な役割を明確化することが必要であろうと考えます。

そしてFDの具体的な実施内容については、講義形式だけではなくて、双方向的なワークショップや、教員相互の評価、授業参観など、ピアレビュー方式を進めていく必要があると考えます。

さらにFDの実施に関しては、既に300大学については進んでいるところですが、新任教員に重点を置いた取り組みが必要になってくるだろうと思われまます。また、FDを定期的にイベント的にやるだけではなくて、日々の教員の授業、教育に対する悩みに対してコンサルができるような組織体制も必要であろうと考えられます。さらに実際のFDの活動だけではなくて、教員の業績評価の面で、教育面の評価を重視していくことがあるだろうし、これはなかなか研究面とは違って、評価の在り方が難しいので、多角的な観点の評価が必要になってくるだろうと思います。

もう一つやらなくてはいけないのが、大学院生が大学の教員となる前に、大学教員となる準備プログラムがやはり必要ではないかと考えています。

さらに、教学経営の中で、PDCAサイクルの中にきちんとFDを位置づけることや、すべての教員が、何らかの形でFDを受け、そして教育の実質化に向けた取り組みがされるようにしていくことが必要であろうと考えます。さらに大学教育センターのような形で、各大学におけるFDの拠点となるものを設け、もしそういうものが設けられない大学においては、他大学とのネットワークにおいて、そういうものを補完していく仕組み作りが必要であろうと考えます。

さらに学協会の充実強化への支援も必要になってくるだろうし、そして教員と共に大学改革を支える職員の能力開発、いわゆるSDについても取り組んでいく必要があるだろうし、この方向で学内の組織化を進めていくことが重要であると考えています。

そしてそういうものに対して、文部科学省は、平成21年度に110億円を使用して、大学教育・学生支援推進事業を設けることとしました。この事業は二つ分かれています。特に大学教育推進プログラムの中で、今話した大学のFDの組織化に対して、文部科学省はお金を出していきたいと思っています。先ほど国がお金を出す話をしましたが、我々は社会の代理人として、大学の生き残りのために大学にお金を出しているのではありません。大学が教育・研究活動することによって、社会貢献を果たしていく、そのために我々はお金を出しているのだと思います。

そういう優れた取り組みを行う者に対して、特に今回FDに関していえば、FDの学内組織化を行う者に対して、補助金を用意しているところです。21年度は80件程度、新規採択する予定で、1件当たり2300万円を上限とした予算で、3カ年継続の支援を行っていくことを考えています。

そして文部科学省が行っていききたい、もう一つの施策が、FDのネットワーク化についてです。ネットワーク化について、国の方で支援できるものとしては、戦略的大学連携支援事業があります。本年度から始まった事業ですが、30億円用意しています。今回、54件採択されていて、その中の一つに、大学間の連携による効率的かつ効果的な大学運営で、FDのネットワーク化のことも対象としています。21年度においては、同じ事業ですが、倍増の60億円をこのために予算計上しています。

昨今、財政状況が厳しい中、倍増できるというものは、私どもの思いが表れているものではないかと思っています。この中で、先ほど話したFDの共同実施も対象としていきたいと考えているところです。既に先行事例があり、幾つか紹介したいと思いますが、時間が無いので読んでいただければと思います。こういう形で、石川、北海道、北九州で、FDの合同実施を各テーマごとに行っているところです。

以上ですが、私ども国の立場としては、今まで、もしかしたら法人化前は、国は大学を、特に国立大学を、国家機関の一つとして管理する立場にあったかもしれません。ただ、法人化以降、私どもは意識の上でも、大学は我々が管理すべきものではなくて、支援すべきものと考えているところです。ただ、支援するその目的は、大学が生き残りをするためではなく、大学が行う教育と研究活動によって、社会貢献をしていくことだというのが私どもの思いです。ぜひ、このFDの取り組みを通じて、少しでも大学教育が良くなれば、そのことを通じてほんの少しでも社会が良くなるだろうし、ほんの少しでも社会が良くなれば、それはほんの少しでも日本を良くすることになるだろうし、ほんの少しでも日本を良くすることになれば、それは世界を良くすることにつながっていくだろうし、それであれば、国が国民の血税を使って、大学にお金を配分する意味も出てくるのではないかと考えているところです。

(及川) 今泉先生、ありがとうございました。今泉先生には、現在のFDの課題を整理していただき、FDが次の段階に移行するために必要な観点や、そのための支援事業についてご報告いただきました。


続いて、山形大学の小田先生にご発表いただきます。タイトルは「全学共通教育のFDから大学間連携FDへ」ということで、ご発表をお願いいたします。

## 第15回大学教育研究フォーラム シンポジウム「FDの学内組織と大学間連携」

### FDに係る学内の組織化と大学間連携について

平成21年3月20日(金) 京都大学百周年時計台記念館

文部科学省高等教育局大学振興課  
大学改革推進室長  
今泉 柔剛

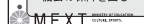


### 教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策、特に重点的に取り組むべき事項(高等教育関係)

- ① 大学の教育力の強化と質保証
  - ・ 学士課程で身に付ける学習成果(「学士力」)の達成等を目指し、厳格な成績評価システムの導入や、教員の教育力の向上のための実効ある取組を全大学等で展開していくよう優れた取組を支援する
  - ・ 国公私を通じた大学間の連携により、各大学等の教育研究資源を有効に活用し、地域貢献等を行う取組を支援する
- ② 卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進
  - ・ 世界的な卓越した教育研究拠点を形成を目指し150拠点程度を重点的に支援する
  - ・ 2020年の実現を目標として「留学生30万人計画」を策定し、計画的に推進を図り、今後5年間においては、留学生の大幅な増加を目指し、受け入れ体制の充実を図る。
- ③ キャリア教育・職業教育の推進と生涯に亘る学びの機会の提供の推進
  - ・ 大学・短期大学、高等専門学校・専修学校等における実践的な職業教育を促す
  - ・ 大学等と産業界等との連携による取組への支援による大学等における社会人受け入れを促す
- ④ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の確保
  - ・ 私学助成の充実を図るとともに、国公私を通じた教育研究支援等の各種方策により、私立学校の教育研究の振興を図る。
  - ・ 就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせ総合的検討や、奨学金、就学援助、私学助成などを通じ、教育機会の確保を図る

目指すもの  
大学教育の質の保証



### 大学の教育の質保証

教育基本法の改正(H18.12)(学術の中心として、大学本来の教育研究活動の質の向上を明確に位置づけ)

- 高い教養と専門的能力を育成する教育
- 深く真理を探究して新たな知見を創造する研究
- 教育・研究の成果の社会還元による社会の発展への寄与

○教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修業に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

グローバル化する知識基盤社会において、高い教養と専門的能力を育成する大学教育が必要であり、そのための大学の教育の質保証に向けて、中央教育審議会において、平成20年12月に「学士課程教育の構築に向けて」(答申)を出し、そのもとに、文科省では、各大学に対し、教学経費における三つの方針の明確化を促すと共に、「学士力」を提示しつつ、支援措置を講じている。

【各大学において明確化すべき三つの方針】

学位授与の方針	教育課程編成等の方針	入学者受入の方針
・ 在学中の学修により、卒業時に「何が身につくか」が「何ができるようになるか」を明確化する	・ 体系的な教育内容と指導の工夫 ・ 学生の勉強時間の確保と厳格な成績評価	・ どういう学生を受け入れるかの方針を明確化 ・ 推薦入試・AO入試を適切に実施

【専攻分野を横断して増う「学士力」】

1. 知識・理解  
多文化・異文化理解、人類の文化・社会・自然への理解
2. 汎用的技能  
コミュニケーションスキル、数量的スキル、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決能力
3. 態度・志向性  
自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任、生涯学習力
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

【取組例】


教養教育の充実: 学修の壁を取り払い、学生が、多様な専攻から、アドバイザーの支援を受けて学修内容を組み立てる(国際基督教大学)

初級専門教育の充実: 4年間を通して計画的な技術者倫理教育に取り組む(金沢工業大学)

学部専門教育の充実: すべての新入生を対象に、基本的な学習習慣や学習技術の獲得のための少人数指導を実施(玉川大学)

「大学教育・学生支援推進事業」(H21年度予算額110億円)


- 学士力の確保や教育力向上のための各大学の実践を促し、達成目標を明確にした効果が目に見える取組を支援
- 教育の質保証のための以下の事項に関する取組を公募  
・ 学生と教員・教材の関わり・作成、成績評価の厳格化、単位の実質化にむけた学習支援、総合的な英語学習、初年度教育、教員の職能開発 など



### FDに関する制度改正と現状の課題

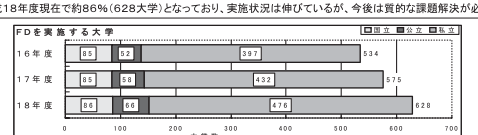
FDに関する制度改正	FDに関する現状の課題
<p>(1) H21世紀の大学像と今後の改革方針について(平成10年中審会答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各大学は、個々の教員の教育内容・方法の改革のため、全学的にありはしな「学部・学系」を以て、それぞれが大学の理念・目標についての組織的検討・検討(FDの推進)等をもとにその旨を大学設置基準において明確にすることが必要である。</li> </ul> <p>(2) 平成11年9月の大学設置基準等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を促すための組織的検討及び研究の推進に努めなければならないこととしたこと。</li> </ul> <p>(3) 我が国の高等教育の将来像(平成17年中審会答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員は、自己の豊富な学識を広く活用し、絶えず研究と修業に励み、その職責の遂行に努めなければならない。</li> </ul> <p>(4) 平成18年12月の教育基本法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員は、自己の豊富な学識を広く活用し、絶えず研究と修業に励み、その職責の遂行に努めなければならない。</li> </ul> <p>(5) 平成18年5月(H19年度施行)の大学院設置基準の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学院は、当該大学院の授業及び研究の内容及び方法の改善を促すための組織的検討及び研究を推進する必要があることとする。</li> </ul> <p>(6) 平成19年7月(H20年度施行)の大学設置基準等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学は、授業内容及び方法の改善を促すための組織的検討及び研究を推進する必要があることとする。</li> </ul>	<p>(1) 一方的な議論にとどまり、必ずしも、個々の教員のニーズに合った実践的な内容になっておらず、教員の日常的な教育改善の努力を促進・支援するに至っていない。</p> <p>(2) 教員相互の評価、授業参観など、ピアレビューの評価文化がまだ十分に根付いていない。</p> <p>(3) 研究面に対して教育面の業績評価などが不十分であり、教育力向上のためのインセンティブが働きにくい状態になっている。</p> <p>(4) 大学経営のPDCAサイクルの中でのFDの活動を位置付け、教育理念の共有や共通しに生かす仕組みづくりと連携がなされていない。</p> <p>(5) 大学教育センターなどFDの実施体制が脆弱である。例えば、FDに関する専門的人材が不足している、学内で各学部の協力を得る上で困難がある、FD担当者ネットワークが発達途上、といったことが聞かれる。</p> <p>(6) 学協会による分野別の質保証の仕組みが未発達であり、分野別FDを推進する基盤が十分形成されていない。</p> <p>(7) 非常勤教員や実務教育への依存度が高まる一方で、それら教員の職能開発には十分目が向けられていない。</p>

「いかにFDの実質化を行うか」及び「いかにFDの実質化のための条件整備を行うか」




### FDの現状

FDは、平成18年度現在で約86%(628大学)となっており、実施状況は伸びているが、今後は質的な課題解決が必要。




FDの内容(平成18年度)

項目	認定	認定	認定	認定
新任教員研修会	17	72	113	266
新任教員以外のための研修会	10	14	204	296
教員相互の授業参観	81	21	192	291
教員相互の授業評価	10	14	135	
授業参観の開催	78	27	218	416
授業社会との連携	10	14	205	284
教育方法改善のためのセンターの設置	11	14	145	
センター以外の学内組織の設置	11	26	224	307



### FDに係る学内の組織化について

- 1 FDを通じて目指すべき目標の設定や教員に対する業績評価を適切に行うためには、大学職員として必要な知識や能力又は公共的な役割等の内容を明らかにすることが必要である。その際、高度な専門職である大学教員について、共通して求められる専門性や役割・使命等が存在する一方、その多様な在り方や専攻されるべき事項は異なる。
- 2 FDの具体的な実践に際しては、一方的な議論だけに頼るのではなく、双方向的なワークショップ、教員相互の評価や授業参観などピアレビューによる評価なども取り入れるとともに、学生による授業評価の結果についてFDにおける議論や分析の対象とし、組織的・体系的な教育の質の改善に生かしていくことが必要である。
- 3 FDの実現に際しては、新任教員の参加に際して、できる限り従来の新任教員研修会に参画するようすることが必要である。また、各大学において非常勤教員や実務教育への依存度が高まる一方で、常勤の専攻教員のみならず、それら教員の職能開発のためにも、FDに参画する機会の提供が必要である。
- 4 個々の教員の日々の授業改善に向けた取組を支援するため、教員の求めに応じて授業の実態を把握し、具体的な活動を行うコンサルティングの配置など学内の体制を整備することが必要である。
- 5 教員の人事・採用に当たっては、教育、研究、社会貢献、管理運営などに関して期待される役割の優先順位には配慮が生じていくことが考えられるため、教員の業績評価は、一時的な尺度によるのではなく、多面的な工夫が必要である。
- 6 大学院を教員として採用する際、その専攻に当たっては、TとLとしての教育実践を適切に評価することが重要である。また、合わせて大学職員を支援する大学院生に際しては、教職法のワークショップやAセンターなどを実施したり、大学職員とらるる有効なプログラムを単位認定したり、他大学でのワークショップを組織的に実施したりすることにより、大学教育を担う者としての自覚や意識の醸成、具体的な教育方法等の学修がなされるよう支援することが考えられる。
- 7 各大学においては、大学内部の質保証の観点から教学経営のPDCAサイクルの中でのFDの活動を位置付け、全員の教員に対して教育理念の共有がなされるよう仕組みづくりと連携を行うことが重要である。
- 8 各大学においては、自大学の大学教育センターにおけるFDの実施又はその役割がどのような他大学との連携によってFDの共同実施を行うなど、FDの実施体制の強化に努める必要がある。その際、FDに関する専門的人材の育成を図るとともに、本チームにおいて実施するよう、FD担当者ネットワークの形成が必要である。
- 9 学協会による分野別の質保証の仕組みも分野別FDを推進する土台作りを行うことが必要である。
- 10 教員のみならず、教員と協働する専門性の高い職員育成にも注力し、SDの機会と場を充実することが必要であり、職員が自己啓発の努力を積極的に実践・支援することともに、職能開発の成果を適切に評価することが大切である。



### 大学教育・学生支援推進事業

平成21年度予算額110億円(新規)

**必要性**

- 中教審「学士課程教育の構築に向けて」等を踏まえ、各大学における**学士力の確保や教育力の向上**が必要
- ・大学全入時代を迎え、学生の知識・学習習慣・学習意欲の多様化に対応する必要
- ・教育の質保証を行うため、優良なキリスト等の開発、成績評価の厳格化、教員の教育力向上等が重要
- 社会の発展を支える、教養と専門性を備えた**知性豊かな人間を育成**することが重要
- 就職支援等の学生支援機能の強化が必要

**学部教育等の充実や就職支援等の学生支援機能の強化のための各大学の取組を支援**

**大学教育推進プログラム**

- 学士力の確保や教育力向上のための各大学の取組を促し、**運営目標を明確にした効果的取組を支援**
- 教育の質保証のための以下の事項に関する取組を公募
- ・テキスト・教材等の開発・作成
- ・成績評価の厳格化
- ・単位の柔軟化にむけた学習支援
- ・総合的な実習・実習
- ・初年次教育
- ・教員間の取組開発 など

対象：大学、短期大学、高等専門学校  
(H21年度「大学教育推進プログラム」は80件程度採択予定。(1件あたり約2千3百万円程度)。3年間継続支援)  
「学生支援推進プログラム」は200件程度採択予定。(1件あたり約1千2百万円程度)。3年間継続支援)

**学生支援推進プログラム**

- 就職支援の強化など総合的な学生支援の取組を支援
- 主日や休業期間中でも学生に求人情報を届けられるよう、在学生・卒業生の情報をデータベース化するとともに、**メールマガジン**を導入
- 休業期間中等の相談体制を維持するための非常勤職員等の確保や企業との情報交換会議を通じた、**大学独自の求人の開示・提供**
- シブ大サマー講座、プレゼンテーション能力講座などの**資格取得**を含む各種講座開発 など

◆我が国における学部教育等の充実や就職支援等の学生支援機能の強化を図るための取組の具体化・実質化、改善・充実を図る  
◆各取組における達成目標の設定と達成状況の評価を通じて、本事業の達成度を評価

【教育振興基本計画(平成20年12月閣議決定)】：「学士課程を軸に教育活動の発展を図るための大学間連携を推進  
○教育内容・方法の改善を進めるとともに、厳格な成績評価システムを導入するよう優れた取組を支援する。また、教員の教育力向上のための効果ある取組を各大学等で展開していきよう優れた取組を支援する。」

### 「戦略的大学連携支援事業」の概要

**予算額** 平成20年度予算額30億円

**概要** 全国の各地域において、多様で特色ある大学間の戦略的な連携の取組を促進するため、今後3年間継続して支援

**事業内容**

- 戦略的な連携により事業目的を達成するための「**大学間連携戦略**」を策定、将来目標を含む具体的な取組を明示
- IT等を活用した**教育研究設備のネットワーク構築**(教育研究設備の新規構築と共有促進)
- 大学連携による**共通・専門教育の先進的なプログラム開発**(複数大学の共同による学位授与、連合大学院等)
- 地域の**教育研究資源の結集**による知の拠点としての機能強化  
(産学連携、豊富な生涯学習教育の提供、国際交流など)
- 大学の連携による**効率的かつ効果的な大学運営**(事務機能の強化)

**選定状況** 申請件数94件、選定件数54件

**総合的連携型(地元型・広域型)**

- ①大学連携による**共通・専門教育の先進的なプログラム開発**  
・教育者の共同実施  
・主導・共同推進プログラムの構築  
・高大連携の共同実施
- ②教育・研究設備の**共同利用化**  
・最高級の新規設備の整備と共有促進のためのITによるネットワーク構築
- ③地域の**教育研究資源の結集**  
・高度連携事業の一体化(研究者アゲインズ構築、共同研究、技術移転)  
・産学連携事業の一体化(留学生の受け入れ、産学・就職支援)
- ④**生涯学習機能の強化**  
・生涯学習メニューの豊富化(サテライトキャンパス共同運営)
- ⑤**事務機能の共有化**  
・入試広報(オープンキャンパス)、就職支援

**教育研究高度化型**

【特定の教育研究分野で連携】

- ・カーエレクトロニクス分野の人材育成
- ・組み込みシステム実習
- ・インテリジェントカー統合システム構築
- ・車載用知的情報処理構築
- ・車載向け英語講習 など

【ライフサイエンス分野の人材育成】

- ・神経、内分泌、免疫の分野横断的なプロジェクト
- ・大学の修士課程と研究グループ
- ・教員互換、学生の相互乗り入れ
- ・若手研究者の国際化教育 など

【設備の共同利用】 【履修証明】 【共同学位】

### 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム

平成20年度予算額 30億円  
平成21年度予算額 60億円

**必要性**

- 各大学の教育研究資源の有効活用、大学の機能別化を推進、個性・特色ある**複数大学間の連携強化**
- 中教審「学士課程教育の構築に向けて」等を踏まえ、**教育活動の質の保証を図るための大学間連携を推進**
- 地域の発展や地域文化創造などを図るため、**大学・自治体・産業界が一体となった人材育成を推進**

**大学教育充実のため、国公私を超えた大学間の戦略的な連携取組を支援**

**事業内容**

- 概ね10年程度を見通した**将来目標や連携効果**を含む具体的な「**大学間連携戦略**」を策定
- 分野・形態に合った**教育内容・方法の開発・実施による教育の質保証**(単位互換、標準コアカリキュラムの開発、共通テキスト、教材の作成、相互認証、FDの共同実施等)
- 大学・自治体・産業界など**地域が一体となった人材育成の推進**(地域人材育成プログラム、就職サポート、地域課題対応型の取組等)
- 教育研究設備のネットワーク構築、生涯学習機会の提供など
- 大学の教育・研究・社会貢献活動で連携した取組

※1大学では対応困難な課題に対して、地域の大学が連携・協同して取り組むことを推進

**対象**

- 大学、短期大学、高等専門学校が連携して行う取組

**事業規模(予定)**

- 支援件数：H21年度新規採択35件程度
- 申請区分：総合的連携型(地元型/広域型)及び教育研究高度化型
- 補助金額：1件あたり年間5千万円又は1億円以内
- 支援期間：3年間

◆大学間相互の自主的な教育の質保証の活動を推進 ◆地域に求められる人材育成や地域活性化に寄与  
◆地域で学ぶ学生の教育水準や就職意識の向上

### 「戦略的大学連携支援事業」選定取組事例

**大学コンソーシアム石川を中心とした共通の教養教育機関とICT教育支援体制の構築 【総合的連携型(広域型)】**

【学校名】 北陸先端科学技術大学院大学、石川県立大学、石川県立看護大学、金沢美術工芸大学、金沢農林大学、金城大学、北陸大学、北陸学院大学、金沢学院短期大学、金城大学短期大学、小松短期大学、黒川女子短期大学、北陸学院大学短期大学部、石川工業高等専門学校、金沢工業高等専門学校

【概要】 大学コンソーシアムを基盤とし、教養教育の質的・量的な充実、共通教育科目の構築・教材等の共同開発、リモディアル教育の共同実施、産学を軸とした生涯学習の充実、FD・SDの共同実施、県内教育者人材データベースの構築など多様な連携取組を実施、石川県の全面的な支援を受けるなど、地域の知の拠点として一層の機能強化。

**北海道の地域医療の新展開を目指した異分野大学院連携教育プログラムによる人材育成 【教育研究高度化型】**

【学校名】 札幌医科大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、千歳科学技術大学、北海道医療大学

【概要】 北海道の地域医療の発展的状況を背景に、医療系、工学系、情報系、経営系の国公私立大学が連携し、大学院での地域医療共通プログラム(看護基礎学、安全管理、情報処理、雇用工学、健康経営など)の共同開発・実施、FD・SDの共同実施、将来的には共同大学院を構想、これらにより地域医療の分野で活躍できる幅広い専門職者を輩出し、地域医療を改善。

**北九州学術研究都市連携大学院によるカーエレクトロニクス高度専門人材育成拠点の形成 【教育研究高度化型】**

【学校名】 北九州国立大学、九州工業大学、早稲田大学

【概要】 各大学の専門分野の強みを融合し、カーエレクトロニクス関連科目を体系化した教育プログラムを共同開発・実施、産学共同研究の学生インターンシップ、教育プログラムの質保証や就職支援の観点から産業界を求めた運営委員会を構築するとともに、事務用交流やFD共同実施などを展開、これらにより自動車産業を支える高度専門人材を輩出。


### 大学改革GPナビ(メールマガジン)

文部科学省では、教育GP、特色GP、現代GPに関する情報や「学士力確保と教育力向上プログラム」などの新プログラムの情報を、メールマガジン「大学改革GPナビ-Good Practice」により随時提供しています。(通算74号(平成21年1月16日現在))

配信登録は、文部科学省Webサイトから行うことができます。

配信登録 <http://www.mext.go.jp/magazine/index.htm>

バックナンバー [http://www.mext.go.jp/\\_menu/koutou/tokushoku/05060601.htm](http://www.mext.go.jp/_menu/koutou/tokushoku/05060601.htm)



「大学改革GPナビ」編集部  
(文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室)  
TEL: 03-5253-4111  
(内線3319、3321)  
e-mail: daikaika@mext.go.jp